

福山市ガーデンツーリズム推進事業 企画・運營業務事業者評価委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 福山市ガーデンツーリズム推進事業の企画・運營業務を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査及び評価等を厳正かつ公正に行うため、福山市ガーデンツーリズム推進事業企画・運營業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 提案の審査及び評価に関すること。
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は委員6人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 公益社団法人福山観光コンベンション協会専務理事
- (2) 福山市経済環境局文化観光振興部長
- (3) 福山明るいまちづくり協議会会長
- (4) 福山市市長公室世界バラ会議推進担当部長
- (5) 福山市建設局都市部長
- (6) 福山市市民局まちづくり推進部長

第4条 評価委員に委員長1人を置き、評価委員長は福山観光コンベンション協会専務理事とする。

2 評価委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 評価委員長に事故があるとき、又は評価委員長が欠けたときは、評価委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 評価委員長は、特に必要がある場合は、前条に規定する委員以外の者を委員に指名することができる。

5 第3条2にある委員がやむを得ない事情により出席できない場合、該当委員の所属課・団体より代理人を選出し、代理出席できるものとする。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、評価委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは評価委員長の決するところによる。

4 評価委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び委員会の会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、公益社団法人福山観光コンベンション協会において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、評価委員長が別に定める。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行し、福山市ガーデンツーリズム推進事業企画・運營業務の契約が締結された日をもって失効する。